

報告第1号

令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）急施専決  
処分報告について

令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月27日別紙予算書のとおり繰越明許費を計上するため、管理者において専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年5月10日

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

令和 5 年 度

大 阪 広 域 環 境 施 設 組 合

一 般 会 計 補 正 予 算 書 ( 第 2 号 )



令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）

令和5年度大阪広域環境施設組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年3月27日専決

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	計
3 廃棄物処理費	1 廃棄物処理費	埋立処分	5,470